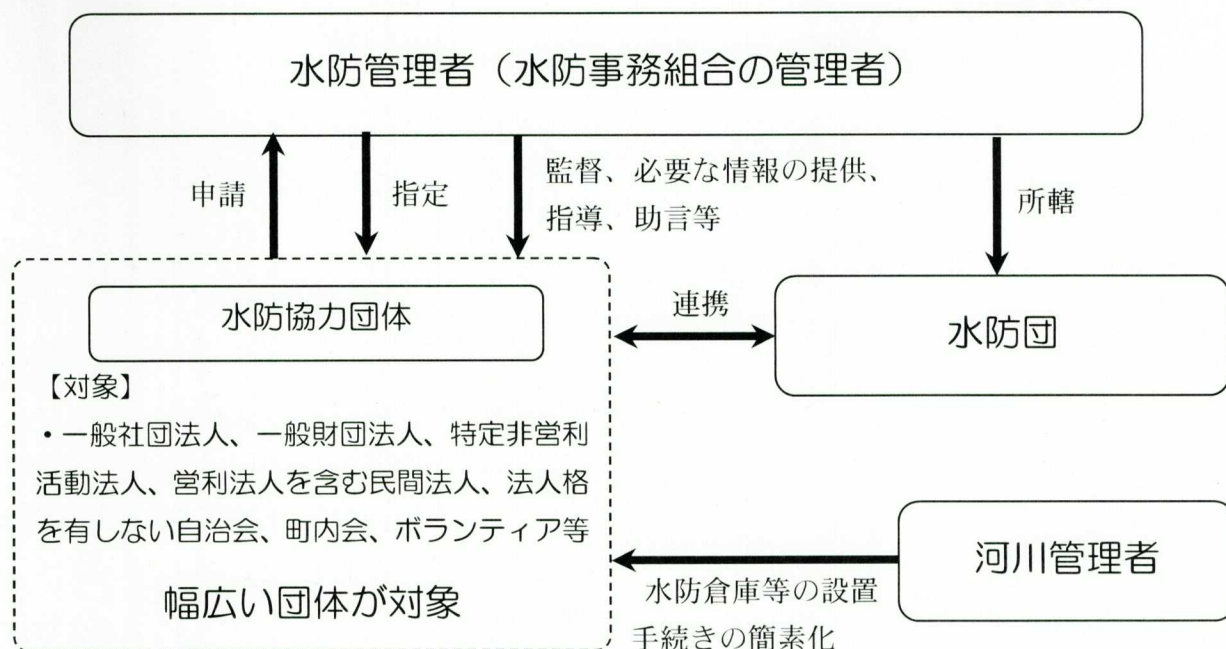


水防協力団体を募集しています

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、大和川右岸水防事務組合の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度のことです。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました



【対象となる業務】

次の中から協力依頼が可能な業務について協議により決定します。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

※ 前各号に掲げる業務に付帯する業務

連絡・問い合わせ先

大和川右岸水防事務組合

〒558-0032 大阪市住吉区遠里小野7丁目8番18号

TEL 06-6694-0271・0272